

○京都府立大学転学部及び転学科に係る 選考基準規程

(平成20年京都府立大学規程第55号)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府立大学学則（平成20年京都府立大学規則第1号）第30条第2項の規定により、現に所属する学部又は学科（以下「現学部等」という。）以外の学部等に移籍を希望する者（以下「移籍希望者」という。）がある場合の選考基準を定めるものとする。

(移籍の要件)

第2条 移籍は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、許可することができる。

- (1) 移籍を希望する相当の理由があると認められること。
- (2) 移籍希望者が移籍を希望する学部等（以下「移籍先」という。）の入学者と同等以上の学力を有し、かつ、移籍先での修学能力を有すると認められること。
- (3) 移籍先に関して、入学定員、施設、設備等を勘案して収容可能と認められること。

(移籍の時期)

第3条 移籍の時期は、学年の始めとする。

- 2 移籍先の学部等が受け入れる学年次については、当該学部の教授会が決定する。

(出願手続)

第4条 移籍希望者は、現学部等の長の同意を得て、移籍願（別記第1号様式）を移籍先の学部長に提出しなければならない。

- 2 前項の移籍願は、移籍を希望する前年度の1月末日までに、学務課を通じて提出するものとする。

(選考)

第5条 移籍希望者に対する選考は、移籍先の学部の教授会が書類選考、学力試験、面接その他の方法により行う。

- 2 具体的な選考方法については、当該学部の教授会において定める。

(移籍の許可等)

第6条 選考の結果移籍を許可された者には、学長から移籍許可書（別記第2号様式）を交付する。

- 2 学長は、移籍を許可したときは、現学部長にその旨通知する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、移籍に関し必要な事項は、教授会において定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 文学部、福祉社会学部、人間環境学部及び農学部については、この規程の施行の日前に当該学部に進学する者が在学する限り、京都府公立大学法人の設立に伴う関係条例の整備に関する条例の施行に伴い廃止された転学部、転学科及び転専攻に係る選考基準規程（平成10年京都府立大学訓令第1号）の規定中、移籍の要件に関する部分は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別記
第1号様式

移 籍 許 可 願

下記のとおり転（学部・学科）したいので、許可くださるようお願いします。

記

移籍希望先 学部 学科

移籍の理由

年 月 日

学部長 様

所 属 学部 学科
回生（ 年入学）

氏 名

保証人

現 所 属 の 意 見	（所 属） （職 名） （氏 名）
----------------------------	---

